

こんなことで 悩んでいませんか？

- ◆ 暴力で悩んでいる。怖い。どうしたらいい？
- ◆ 思いやらない言葉でのしられてつらい…
- ◆ 我慢の限界！今すぐパートナー（夫・妻・恋人…）から逃げたい。
- ◆ 子供がDVの影響を受けていないか、傷ついていないか心配。
- ◆ 配偶者や恋人から暴力があるけど、反省して謝ってくれるし…
自分さえ我慢すればいいのかな？

暴力には
いろいろな種類がありますが、
あなたが**こわい**と思ったら、
それは「DV」です。

ひとりで悩まないで、
相談してください。
解決策と一緒に考えませんか？
秘密は守ります。
相談は無料です。
安心して相談してください。

吹田市では、「W（ダブル）リボンプロジェクト」として、女性に対する暴力の根絶をめざす取組みのシンボルであるパープルリボンと、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせた独自のWリボンを旗印に、DVや児童虐待防止に係る講座等の開催や啓発活動を行っています。



相談窓口はこちら

ひとりで悩まず、お電話ください。

配偶者暴力相談支援センター

すいたストップ
DVステーション
(DV相談室)

06-6310-7113
受付／9:00～17:30
土・日・祝日・年末年始を除く

大阪府吹田
子ども
家庭センター

06-6380-0049
受付／9:00～17:45
土・日・祝日・年末年始を除く

大阪府女性
相談センター

06-6949-6022
06-6946-7890
受付／平日9:00～20:00
土日9:00～17:00
祝日・年末年始を除く

06-6946-7890
受付／夜間・祝日(上記以外の時間)

そのほかの専門相談機関

吹田警察署
06-6385-1234
緊急の場合は110番

ストーカー110番
(大阪府警察本部)
06-6937-2110
受付／24時間

性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
8891
全国共通番号 受付/24時間

DV・セクハラ・性被害の
電話相談(大阪弁護士会)
06-6364-6251
受付／第2木 11:30～13:30

【祝日、祝日の振替日、年末年始等、休みの場合もあります。】

配偶者や
パートナーからの暴力に
ひとりで悩んでいるあなたへ

すいたストップ
DVステーション
06-6310-7113



DV（ドメスティック・バイオレンス）って？

さまざまな暴力で相手を支配
しようとする行為です。

配偶者やパートナーの間で
こんな経験ありますか？

※ここに挙げた暴力は、一例です。

身体的な暴力

- 殴る・蹴る
- 首を絞める
- 突き飛ばす
- 髪をひっぱる

精神的な暴力

- どなる・脅す
- ばかにする
- 無視する
- 物を投げる

経済的な暴力

- 生活費を渡さない
- 自由にお金を使わせない
- 外で働くことを嫌がる
- 家計の責任をあなた一人に負わせる

社会的な暴力

- 友人や身内との付き合いを制限する
- 自由に外出させない
- 電話・メールをチェックする

子供を利用した暴力

- 子供の前で暴力をふるう
- 子供に危害を加えると脅す
- 子供を取り上げようとする

性的な暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 無理やりポルノなどを見せる

子供が暴力を見聞きすることは、児童虐待（心理的虐待）にあたります。DVは被害者が我慢すればよいというものではありません。子供へのケアも非常に重要です。

DVのサイクル

DVには、サイクルがあると言われています。それにより、あなたは相手の別人のようなやさしさにやり直せるのではと期待をもってしまいます。一時的に優しくなったとしても暴力は繰り返され、また、激しくなっていく傾向があります。



DVの背景には…

暴力を容認しがちな社会風潮、女性を男性より低く見る意識、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差等があります。このようにDVは構造的な社会問題なのです。

配偶者暴力防止法（DV防止法）があなたの力になります。

「配偶者暴力防止法」は、配偶者等からの暴力の被害者を保護・支援するための法律です。（次の場合にも適用されます）

- 事実婚の相手からの暴力
- 別居中の配偶者からの暴力
- 暴力を受けた後に離婚（事実婚解消を含む）した配偶者からの暴力
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力

DV被害者支援の流れ

さまざまな機関で被害者を支援しています。



保護命令について

地方裁判所に申立て、保護命令が発令された場合、加害者が被害者や子供に近づくことを禁止することができます。

すいたストップDVステーション（DV相談室）では、保護命令の情報提供や申立て支援を行っています。

*保護命令に違反すると2年以下の懲役または200万円以下の罰金に処せられます。

*保護命令申立ては更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により、心身に重大な危害を受ける恐れが大きい時に限られています。